

## 自衛官独自の手当には どんなものがあるの？



職務の複雑・困難性が高く、勤務条件が著しく特殊な配置には **配置手当** を支給しています。

### 配置手当の例 (幹部自衛官1尉 (33歳・配偶者+子1人) の場合)

#### 陸自 特殊作戦隊員手当

水陸機動団の洋上潜入特技の隊員 (階級初号俸×33%)



俸給月額	特殊作戦隊員手当	扶養手当	月給	年収
341,000	<b>97,317</b>	16,500	約455,000	約7,171,000

#### 海自 乗組手当

護衛艦の乗組員 (俸給月額×33%)

※1 警戒監視活動に10日間従事した場合  
※2 20日間の航海を実施した場合



俸給月額	乗組手当	扶養手当	海上警備 等手当※1	航海手当 ※2	月給	年収
341,000	<b>112,530</b>	16,500	11,000	18,200	約500,000	約7,704,000

#### 空自 航空手当

戦闘機操縦士 (階級初号俸×80%)



俸給月額	航空手当	扶養手当	月給	年収
341,000	<b>235,920</b>	16,500	約594,000	約8,835,000



その他、著しく危険、困難な勤務には **特殊勤務手当** を支給しています。

### 特殊勤務手当の例

手当の名称	対象業務例	手当額
<b>災害派遣等手当</b>	原子力災害又は特定大規模災害が発生した場合において行う遭難者救助等の業務	<b>日額 42,000円又は6,480円の範囲内</b>
<b>対空警戒対処等手当</b>	弾道ミサイル等対処時に屋外に展開して行う業務等	<b>日額 1,100円</b>
<b>海上警備等手当</b>	中東地域において行う日本関係船舶の安全確保に資する情報の収集に関する業務	<b>日額 840円～4,000円</b>

自衛官の給与制度は防衛省職員の給与等に関する法律を基本法とし、**自衛官の任務の特殊性を考慮して独自に規定**されています。

